

福山市立城南中学校

生徒のきまり

第1章 目的

第1条【きまりの目的】

城南中学校に所属する全ての生徒が、安心・安全な学校生活を送ることを目的に全てのきまりを設定する。

第2章 学校生活

第2条【いじめの禁止】

相手を精神的、肉体的に傷つける行為を絶対にしない。城南中学校の生徒は、1人1人が安心して生活をおくることができるようこころがける。

第3条【法令の遵守】

法令で禁止されている行為は、学校生活においても禁止する。

第4条【服装】

学校生活を安心・安全に送ることができるよう考えて、城南中学校で定めた制服を自分で選んで着用する。ただし以下のことに留意すること。

- ① TPOにあわせた着方を心掛ける。
- ② ブレザー、スラックス、スカート、ポロシャツ、セーター、ベスト、ネクタイ、靴、シューズ（スリッパ）、体操服、体育館シューズは学校で定めたものを着用、持参する。
- ③ 長そでのポロシャツを着用する際、ネクタイは着けることを推進する。
- ④ 運動部に所属する生徒が部活動を行う際、安全に活動できる服装で行うこと。部活動ごとに揃えて購入した服がある場合は、その服も使用して良い。

第5条【持参物】

学習に必要なものを自分で考えて、用意すること。学習に必要なものは校内に持ち込まない。

第3章 校外生活

第6条【校外での生活】

地域、社会の一員として他に迷惑をかけることなく、城南中学校生徒としての自覚を持ち行動する。

第7条【アルバイト】

アルバイトは原則できない。ただし、事情がある場合は、学校長の許可を得る。

第8条【家庭での情報通信機器の利用について】

スマートフォンなど情報通信機器の利用に関しては、学校生活に影響が出ないように、家庭でルールを決めて使用する。特にSNSを利用する上では情報モラルを厳守する。

第4章 改訂

第9条【改訂について】

この規定を改定する場合は、生徒全員で考えて決める。決め方は変更する際に考案し、教員や生徒の同意を得ることとする。